

新型コロナウイルス感染拡大に関連する各種証明書の事務手数料
免除の終了について

このことについて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年5月1日から当面の間、融資や生活支援の貸付け等を受ける際に必要となる住民票の写し等の各種証明書における事務手数料を免除しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が感染法上の「5類感染症」に位置付けられたことなどから、これら融資等を受ける際に必要となる各種証明書の事務手数料の免除期間を下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 事務手数料の免除期間

令和2年5月1日から令和6年3月29日まで

2 対象となる事務手数料

住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書、納税証明書

3 その他

窓口（市民課、課税課及び緑が丘出張所）での掲示、市ホームページ及び令和5年12月1日号市報において周知等を行ってまいります。